

---

## 資料編

- 1 改訂経緯
  - 2 小田原市環境審議会委員
  - 3 小田原市環境基本計画改訂について（諮問）
  - 4 小田原市環境基本計画改訂について（答申）
  - 5 市民意見の概要
  - 6 環境保全に関する諸条例
  - 7 用語集
-

## 1 改訂経緯

| 年月日                    | 経過及び概要   |
|------------------------|--|
| 平成28年 5月31日            | 平成28年度第1回小田原市環境審議会<br>・小田原市環境基本計画の見直しについて                              |
| 平成28年 7月28日            | 平成28年度第1回小田原市環境基本計画見直し検討部会<br>・「小田原市環境基本計画」改訂案について                     |
| 平成28年 9月29日            | 平成28年度第2回小田原市環境基本計画見直し検討部会<br>・「小田原市環境基本計画」改訂案について                     |
| 平成28年11月24日            | 平成28年度第3回小田原市環境基本計画見直し検討部会<br>・「小田原市環境基本計画」改訂案について                     |
| 平成29年 1月 4日            | 平成28年度第2回小田原市環境審議会<br>・「小田原市環境基本計画の改訂について」(諮問)                         |
| 平成29年 2月24日            | 平成28年度第4回小田原市環境基本計画見直し検討部会<br>・「小田原市環境基本計画」改訂素案について                    |
| 平成29年 3月29日            | 平成28年度第3回小田原市環境審議会<br>・「小田原市環境基本計画」改訂素案について                            |
| 平成29年 5月15日<br>～ 6月13日 | パブリックコメント<br>・提出者数： 3名<br>・意見総数： 45件                                   |
| 平成29年 8月31日            | 平成29年度第1回小田原市環境審議会<br>・「小田原市環境基本計画の改訂について」(答申)<br>・「小田原市環境基本計画」改訂案について |

2 小田原市環境審議会委員（平成29年 10月 1日現在）

| 区 分           |         | 役 職                                | 氏 名      |
|---------------|---------|------------------------------------|----------|
| 学識経験者         |         | 法政大学社会学部教授                         | ◎ 田中 充   |
| 学識経験者         |         | 首都大学東京都市教養学部教授                     | ■ 奥 真美   |
| 学識経験者         |         | 元常葉大学社会環境学部教授<br>(株) 杉山・栗原環境事務所取締役 | 杉山 涼子    |
| 学識経験者         |         | 総合地球環境学研究所研究部<br>プロジェクト研究員         | 増原 直樹    |
| その他市長が必要と認める者 | 市民代表    | 小田原市自治会総連合環境福祉部会長                  | ○ □加藤 芳永 |
|               | 市民代表    | 一般公募                               | 橋本 正和    |
|               | 市民代表    | 一般公募                               | 下田 成一    |
|               | 市民代表    | 一般公募                               | 畠山 義彦    |
|               | 企業代表    | 小田原箱根商工会議所議員                       | □ 小川 勝久  |
|               | 農林水産業代表 | かながわ西湘農業協同組合組織相談部部长                | 多田 薫     |
|               | 神奈川県職員  | 神奈川県西地域県政総合センター<br>環境部長            | □ 関 猛彦   |

◎：小田原市環境審議会会長

○：同 副会長

■：小田原市環境基本計画見直し検討部会長

□：同 部会員

3 環境審議会【諮問】

環政第96号

平成29年1月4日

小田原市環境審議会

会長 田中充 様

小田原市長 加藤憲一

第2次小田原市環境基本計画の改訂について（諮問）

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成6年9月30日 条例第17号）第9条第2項第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

諮問事項

第2次小田原市環境基本計画の改訂はいかにあるべきか。

諮問理由

地球温暖化対策やエネルギー政策を中心に、東日本大震災以降の社会情勢の変化に対応させるとともに、地域循環共生を目指し、森里川海オールインワンの小田原市の地域特性に合わせた計画に改訂することで、時代の要請に応えるため。

#### 4 環境審議会【答申】

環審第 2 号

平成29年8月29日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会

会長 田中 充

#### 小田原市環境基本計画の改訂について（答申）

平成29年1月4日付け環政第96号により当審議会に諮問された標記事項について、当審議会では、改訂の基本的な考え方等を踏まえ、慎重に審議したところ、別添のとおり結論を得たので答申します。

#### 1 改訂の基本的な考え方

計画の改訂にあたり、次の点を基本的視点とすること。

- (1) 国等の動向や、東日本大震災以降の社会情勢の変化により生じた新たな課題に対応すること。また、現行計画策定後の取組の進行状況や成果実績を反映すること。
- (2) 森里川海オールインワンという本市の豊かな自然や環境の更なる保全・充実を図るため、施策を位置づけること。
- (3) 市の総合計画や関連計画、国・県の施策等との整合性を保つこと。

#### 2 改訂の基本的事項

今回の改訂は、計画期間内の中間見直しであるため、基本目標や基本施策についておおむね継続することとし、次に掲げる基本的事項を踏まえて改訂すること。

---

(1) 豊かな自然や環境の保全・充実に向けた取組みの強化

市の総合計画に位置づけられている「森里川海オールインワンの環境先進都市・小田原」としての地域ブランドを確立することを目指し、様々な要因や要素のつながりを踏まえた総合的視点から、森・里・川・海が「ひとつらなり」となっている本市の特徴を活かした多様な主体の連携による環境活動を盛り込むこと。

(2) 第5章 重点プロジェクトの見直し

望ましい環境像を実現するため、基本目標ごとに重点的に取り組んでいくシンボリックな事業については全体的な見直しを行い、重点プロジェクトとして改めて示すこと。

以上を踏まえ、第2次小田原市環境基本計画の改訂を行うとともに、計画を引き続き実効あるものとするため、各施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組みを期待するものです。

## 5 市民意見(パブリックコメント)の概要

「第2次小田原市環境基本計画(改訂素案)」を市ホームページや市行政情報センター・支所・連絡所、窓口コーナーで公開して意見を募集した。

募集期間 平成29年5月15日～6月13日

件数等 45件(3人)

市民意見の概要

- ① 環境基本計画の内容に関すること・意見 26件
  - ・ 緑地面積の目指すべき方向について
  - ・ 環境学習プログラムの目指す方向と内容について
  - ・ 低炭素社会の構築による温暖化対策の推進
  - ・ 環境啓発事業の学校教育との連携について
  - ・ ごみの減量化・資源化について
  - ・ 環境啓発イベントの様々な媒体による広報について
- ② 記載方法に関すること 19件

※参考 環境に関する市民意識調査及び企業意識調査の概要 (本計画策定時にアンケートを実施)

### 【市民意識調査(一般)】

調査期間 平成22年7月16日～8月10日

調査対象者 18歳以上市民2,000人(無作為抽出)

小田原市環境美化推進員(計256人) 小田原市環境ボランティア協会会員(計71人) 調査期間中にシルバー大学の環境に関する講座受講生53人

合計 2,380人

調査方法 郵便による調査票の発送・回収 回

答者数 1,036人(回収率43.5%)

質問項目 現在関心がある環境問題

周辺の環境に対する満足度及び10年前との変化 小田原市の環境のうち最も大切だと思うもの、今後も残したいもの 小田原市が特に力を入れるべき環境対策 環境にやさしい生活をするために実行していること 等

## 【市民意識調査（中学生）】

調査期間 平成22年7月6日～7月20日  
調査対象者 市立中学校11校の2年生各校1クラス 355人  
調査方法 各学校で配布・回収  
回答者数 350人（回収率98.6%）

質問項目 日頃自然に触れたり環境問題について知る機会の多さ  
よく見かける動植物  
周辺の環境に対する満足度 小田原市の環境の望ましい将来像 環境にやさしい生活をするために実行していること 今後参加したい環境活動

## 【企業意識調査】

調査期間 平成22年8月1日～8月16日  
調査対象者 小田原箱根商工会議所に会員登録している企業600社（無作為抽出）  
調査方法 郵便による調査票の発送・回収  
回答者数 247人（回収率41.2%） 質問  
項目 小田原市の環境に関する計画の認知度  
周辺の環境に対する満足度及び10年前との変化 小田原市の環境のうち最も大切だと思うもの、今後も残したいもの 小田原市が特に力を入れるべき環境対策  
事業において実施している環境対策 等

6 環境保全に関する諸条例

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成 6年 9月30日条例第17号）

わたくしたちのまち小田原は、緑あふれる山、美しい海、そして清らかな川に囲まれた豊かな自然環境と小田原城跡に代表される歴史的文化遺産を有し、これまで着実な発展を続けている。

今を生きるわたくしたちは、この恵み豊かな環境が、現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識し、今ある環境を守り、育

て、そして将来へ向けて確実に引き継いでいく大きな責務を負っている。

そこで、わたくしたちは、小田原が、今ある環境を損なうことなく、自然と調和した健全で持続可能な発展をとげ、きまめく未来を迎えるために、今、何をしなければならぬかを考え、行動することを決意して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を保全し、及び創造していくことが極めて重要であることを再認識し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する政策の理念及び基本的施策その他必要な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- (2) 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- (3) 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（市の責務）

第3条 市は、環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らの日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防ぐよう努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

（環境の保全等に関する基本的施策）

第6条 市は、環境の保全等に関する政策の理念の実現を図るため、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- (1) 良好な自然環境の保全及び創造に寄与するため、緑地及び地下水の保全、生態系の保護その他環境の保全上の支障を防止するために必要な施策を策定し、及び実施すること。
- (2) 良好な生活環境の保全及び創造に寄与するため、都市の緑の創造、地域の環境美化の促進その他市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に必要な施策を策定し、及び

実施すること。

- (3) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市の基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、前項に規定する環境基本計画を策定する場合においては、小田原市環境審議会の意見を聴かなければならない

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。  
一部改正〔平成11年条例37号〕

（環境調査）

第8条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うものとする

（小田原市環境審議会）

第9条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、小田原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全等に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、環境の保全等に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。  
（市民活動への支援等）

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支援するとともにその活動を促進するため環境の保全等に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

（国等への措置要請）

第11条 市長は、良好な環境を保全し、及び創造するため、国又は他の地方公共団体の権限に属するもの及び広域的な対策の必要があると認めるものについては、当該機関と協議し、又は必要な措置を要請するものとする。

（市の木等の指定）

第12条 市長は、市民の環境の保全等に関する意識の高揚を図るため、市の木、市の花、市の及び市の魚を定めるものとする。

一部改正〔平成12年条例49号〕

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める

### 小田原市緑と生き物を守り育てる条例 (平成 6 年 9 月 30 日 小田原市条例第 18 号)

緑の環境保全、緑化の推進及び野生動物の保護に関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、市民生活の潤いを確保するために制定しました。

#### <主な項目>

- ・ 緑の環境保全地区の指定
- ・ 保存樹の指定
- ・ 公共施設、宅地の緑化
- ・ みどりの協定の締結
- ・ 野生の生き物保護区の指定
- ・ 罰則

### 小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

(平成 6 年 9 月 30 日 小田原市条例第 19 号)  
(平成 21 年 3 月 26 日改正)

ごみの散乱や歩きタバコ、深夜花火などを防止し、市・市民・事業者及び所有者などの責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定め、地域の環境美化や良好な生活環境の保護を図るために制定しました。

#### <主な項目>

- ・ 空缶や吸殻等、廃棄物の散乱の禁止
- ・ 飼主に犬・猫のふん尿の処理義務
- ・ 美化重点地区の指定と地区内の歩行喫煙の禁止
- ・ 周辺環境美化対策施設の指定
- ・ 自動販売機設置に届出と回収容器設置の義務
- ・ 環境美化推進員の選任
- ・ 深夜に公共の場所での花火を禁止
- ・ 罰則

### 小田原市豊かな地下水を守る条例 (平成 6 年 9 月 30 日 小田原市条例第 20 号)

工場及び事業場における地下水の採取に関して必要な事項を定めることにより、豊かな地下水を保全するために制定しました。

#### <主な項目>

- ・ 地下水採取の届出と地下水の保全
- ・ 地下水採取規制区域の指定
- ・ 地下水採取量の報告義務
- ・ 地下水（水位）の監視
- ・ 罰則

### 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(平成 5 年 9 月 30 日 小田原市条例第 23 号)

ごみの排出抑制、有効利用と適正な処理に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため制定しました。

#### <主な項目>

- ・ 市、市民及び事業者の責務を規定
- ・ 一般廃棄物処理計画の告示
- ・ 資源回収事業者への支援
- ・ 一般廃棄物の持ち去り禁止
- ・ 一般廃棄物収集運搬業などの許可制度
- ・ 適正処理困難物の指定
- ・ 清掃指導員の設置
- ・ 罰則

### 小田原市廃棄物処理施設の設置等に関する条例

(平成 6 年 12 月 22 日 小田原市条例第 28 号)

廃棄物処理施設の設置に係る事業者と関係人などが環境保全上の支障について意見を交換する機会を確保することにより、事業者と関係人などとの間の紛争を予防、調整するために制定しました。

#### <主な項目>

- ・ 予定計画書の提出
- ・ 説明会の開催
- ・ 意見書の提出
- ・ 見解書の提出
- ・ 公聴会の開催
- ・ 再見解書の提出
- ・ 終了告示
- ・ 県知事への経過概要報告と周辺首長の意見の聴取
- ・ 市長によるあつせん
- ・ 設置者との協

## 7 用語集

### BOD（生物化学的酸素要求量：Biochemical Oxygen Demand）

水に含まれる有機物量を表す指標で、汚濁物質を分解するために水中の好気性微生物によって消費される酸素の量を示す。BODの値が大きいほど有機物による水質汚濁が著しいことを示している。BODは、河川の環境基準の項目となっており、河川の水質を保全するために用いられる重要な水質指標である。

### COD（化学的酸素消費量：Chemical Oxygen Demand）

水に含まれる有機物量を表す指標で、汚濁物質を酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算して示したものである。CODの値が大きいほど水中の有機物は多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向がある。湖沼や海域など、河川に比べ停滞性のある水域では、BODではなく、CODが環境基準の項目となっているほか、工場排水の指標としても用いられている。

### PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子径2.5 $\mu$ mのものを言い、工場・事業場、自動車、船舶、飛行機及び家屋焼却などが発生源とされている。粒径が小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいので、人体への健康影響が懸念されている。→〈参考〉SPM

### PRTR（化学物質排出移動量届出制度：Pollutant Release and Transfer Register）

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計・公表する仕組みのこと。日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化された。

### SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）の略称。

2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016～2030の15年間で達成するために掲げた目標である。この17の大きな目標の中に、エネルギーや気候変動への対策、海や陸の環境保全への目標がある。

### アダプトプログラム

「アダプト」とは、英語で「養子にする」という意味で、公園や道路など公共の場所を養子にみたくて、行政との契約のもと、住民や企業などが里親となって美化活動や維持管理を行うもの。行政は、住民や企業の名前を記した表示板を設置したり、美化活動に必要な物品及び用具の提供、貸与などの支援を行う。

### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全に綱手いくことを目指していく仕組みのこと。

### エコドライブ

やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量を減らす運転のこと。

### オープンガーデン

個人や企業の庭を一定期間、一般の人に公開するもので、丹精こめた庭や花壇を開放し、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむ活動。個人の園芸活動が盛んなイギリスで始まったもの。

### ダイオキシン類

ダイオキシンとは、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の略。ダイオキシン類対策特別措置法では、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシン及び、よく似た毒性を有する物質（ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB））をまとめて「ダイオキシン類」と呼ぶ。有機塩素を含むプラスチックを、250～400℃の比較的低温で不完全燃焼すると発生しやすい。

### 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。産業革命以降、人間の活動により温室効果ガスの大気中の濃度が上昇し、「温室効果」が加速され、気温上昇による様々な問題が発生している。1997年に採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められた。

## 外来生物

それまでその生き物が生息していなかった場所に、人間活動によって持ち込まれた動植物のこと。野外に放されたり逃げ出したりすることによって、在来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼすケースが多く起きている。

## 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿のみを処理するものを「単独処理浄化槽」という。単独処理浄化槽の新規設置は原則認められていないため、現在「浄化槽」いえば合併処理浄化槽を指す。BODの除去率は90%以上で、下水処理場の二次処理と同程度の処理が可能である。

## 環境省「つなげよう、支えよう 森里川海プロジェクト」

環境省では森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すことを目的に「地域でまわる仕組みづくり」と「国全体で支える社会づくり」を展開しており、森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うための基本的な考え方と対象の方向性についてとりまとめ、全国で取組を進めている。本市も全国10の実証地域のひとつに選ばれている。

## 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）という。環境省が策定した「エコ・アクション21」や国際規格の「ISO14001」のほか、「エコステージ」「KES」「環境マネジメントシステム・スタンダード」など地方自治体やNPO法人等が策定したものもある。

## 環境家計簿

家庭における地球温暖化防止への取組の一つで、電気、ガス、水道の使用量やごみの量から、家庭生活によるCO<sub>2</sub>の排出量を計算し、目に見える形にすることで、消費者が楽しみながら、また、家計費の節約を励みとしながら、自ずと環境に配慮したライフスタイルを実践していくこととなるように助ける手段である。また環境にやさしい行動のヒントになる情報や具体的なアイデアを多数盛り込んでおり、エコ・ライフアイデア集のような使い方もできるようになっている。

## 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい数値基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音において定められている。しかし、ほかに「公害」とされる振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では人の健康や生活環境に与える影響について、定量的な測定方法が確立されていないなどの理由から環境基準は設定されていない。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえでの行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

## 間伐・保育

混みあった森林から曲がったり弱ったりしているスギやヒノキなどの針葉樹を抜き切り、森林の中を明るく保ち、真っ直ぐ育てる為に必要な作業。間伐を行わない森林では樹木の生長がにぶく、根を張ることも難しくなるほか、森林の中が暗くなり、下生えも生えないため、水源涵養力、土壌保全能力の低い森林になる。また、間伐のほか、下刈・つる切（苗木の成長を妨げる雑草木やつる類の除去）、除伐（稚幼樹の生育を妨げる灌木等の除去）、枝打（節のない樹木に育てるため一定の高さまで枝を切り取り）を合わせて「保育」という。

## クリーンエネルギー

電気や熱に変えても二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスや有害物質などを極力排出しないエネルギー源のこと。太陽光・風力・太陽熱・水力・バイオマス・地熱・大気熱や、燃料電池など天然ガス高度利用技術などが代表的。

## 光化学スモッグ

自動車や工場などから排出された窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や、ガソリンやシンナーなどに含まれる炭化水素（HC）などが、太陽の強い紫外線を受けて光化学反応により変化した光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）の濃度が高まることで、白いモヤがかかったようになる現象。目やのどに刺激を受けたり、植物の葉がかれる等の被害が発生する。特に6月～8月頃の、風が弱くて気温が高く晴れた日に発生しやすい。

**耕作放棄地** 農林業センサスにおいて、「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語。

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱又はバイオマスを利用して得られるエネルギー。

### 里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林（雑木林）、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域のこと。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて、その環境が形成・維持されてきた。また、メダカやカエル、カタクリなどさまざまな生きものを育てており、全国の希少種の集中分布地域の5割以上が里地里山にあたるといわれる。

### ジクロロメタン

発がん性の疑われている有機塩素系溶剤の一種。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使用されるなど、洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定しているため、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。大気汚染や水質汚濁の原因として環境基準が設定されている。

### 循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」（2000年）では、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。廃棄物の排出抑制、再利用、再資源化が中心となっている。

### 新エネルギー

太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類を定めている。

### 森林の水源かん養機能

雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させることで洪水を緩和するとともに河川の流況を安定させたり、水の濁りを取り、適度にミネラルを含み、中性に近い水質へと変える水質浄化機能などのこと。

### 水洗化率

下水道を利用できる人のうち、排水設備工事を行い、実際に下水道を利用できる人の割合。

### 生態系

自然界に存在するすべての生物は、独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれている。これらの生物と生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムを生態系と呼ぶ。互いに関連を持ちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。

### 生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。

### 生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であるとする。

### 絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、外来生物、乱獲などが原因で、既に絶滅したり、絶滅寸前に追いやられたりした動植物の種のこと。国際的な自然保護機関である国際自然保護連合（IUCN）にない限り、環境省が、そのような動植物種のリストを作成。それに基づいた「レッドデータブック」を編纂し、絶滅危惧種の保護に乗り込んでいる。

### 多自然水路

水路が本来持っている生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた水路のこと。水路全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮することが重要となる。

**地域循環圏** 地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取り組み等を定めた法律。京都議定書の約束達成を担保するために、目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置等について定めている。

### 地球環境保全協定

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて、事業者と市が協働で取り組むために取り交わす協定。事業者は、地球温暖化防止のための事業活動計画策定や温室効果ガス排出抑制のための措置、省エネや従業員への環境教育などの環境保全施策の実施、市へのエネルギー使用量実績報告などを行う。一方市は、事業者に対し環境保全に必要な情報を提供するとともに、協定事業者の市民への広報を行う。

### 地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費しようとする取り組み。流通コストの削減や、「食」と「農」の結びつきの強化、地域の活性化や高齢者や小規模農家の所得機会の創出などの効果が期待されている。

### 低公害車

燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド車といった、大気汚染物質の排出量が少ない、又はまったく排出されない自動車。燃費性能の優れた自動車を含めた環境負荷の少ない自動車を総称する場合もある。

### 都市公園

国や地方公共団体が都市公園法に基づき設置する公園もしくは緑地。

### 二酸化窒素

「窒素酸化物」（NO<sub>x</sub>）の一種。工場のボイラーや車のガソリンなど燃料を燃やすと発生するもので、燃焼温度が高くなるほど発生量が多くなる。呼吸器疾患や光化学スモッグの原因となるため、代表的な大気汚染物質の一つとして、大気汚染防止法で規制・監視の対象となっている。

### バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油といった生物由来の油や、てんぷら油などの廃食用油から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。BDF（Bio Diesel Fuel）と略される。植物は、大気中からCO<sub>2</sub>を吸収する光合成を行って成長するため、京都議定書では、バイオディーゼルの燃焼によって排出されるCO<sub>2</sub>は、大気中のCO<sub>2</sub>総

量が増えないカーボンニュートラルであるとして、排出量としてカウントしないことから、環境にやさしい燃料として注目されている。

### 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物処理法により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物で、固形状もしくは液状のものと定義されている。

「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分され、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は、家庭から排出される「生活系ごみ」と、商店やオフィス等の事業活動によって生じた紙くず、木くず等の「事業系ごみ」に分類される。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、配酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。

### ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

### 風致地区

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づき都市計画で定められる地区。地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要。

### 複層林施業

「複層林」とは、樹齢や樹種の違いにより林冠（樹木の枝葉の空間の層）が段違いになっている森林のこと。複層となっていることで、太陽光が林内に差し込み、樹木の成長量の増加が期待できたり、伐採を少しずつすることで森林の環境保全機能を維持できる。このような複層林の特徴を踏まえ、伐採を少しずつ行い、伐採と植林を繰り返す林業形態「複層林施業」という。

**浮遊粒子状物質**（SPM：Suspended Particulate Matter）大気中の粒子状物質は、すすや粉じんなど比較的粒径が大きく沈降しやすい降下ばいじんと、大気中に長期間浮遊する浮遊粉じんがあり、浮遊粉じんの中でも粒径が0.01mm以下のものを「浮遊粒子状物質（SPM）」という。浮遊粒子状物質は、大気中に長期間浮遊し、器官に入り肺に沈着しやすい。高濃度になるとぜん息や気管支炎等の呼吸器系疾患の原因となる恐れがあることから、環境基準が設定されている。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、砂じんや火山灰など自然界由来のものがある。→〈参考〉PM2.5

### ブナクラス域代償植生

落葉広葉樹林域のこと。群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、「ブナクラス域」と呼ばれている。南にいくほど高度の高い所で発達し、中部日本で標高1,500～1,600mから600～700mの間に、九州の霧島で700mから1,000mとなる。

「代償植生」は、原生林など本来その土地に生育していた自然植生が、人間活動の影響によって置き換えられたものである。

「ブナクラス域代償植生」の代表植生は、スギ植林、アカマツ植林、クリ、コナラ、ミズナラの二次林、ササ草原など。

### 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

### 保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するために、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹木や樹林を、市の条例により、指定し保存する制度。

### ヤブツバキクラス林

常緑広葉樹林域のこと。体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって「ヤブツバキクラス域」と呼ばれている。関東以西の標高700～800m以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では1,000mが上限となる。

### 遊休農地

農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地、と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

(団体等)

#### おだわら環境志民ネットワーク

平成28年3月に設立した、地域や環境団体などの連携・協力体制の構築と協働活動の実施などによって、自然との共生を目指す市民活動の一層の活性化を促すための新しい組織。平成28年度より、会員間の意見交換会の実施やSNSを活用した情報発信等を行い、具体的な活動を開始している。

#### 小田原市環境ボランティア協会

平成8年6月に設立された環境ボランティアを实践する団体や個人などの会員相互の情報交換、親睦団体。

平成22年度末現在、46団体及び41個人が登録し、市内のボランティア活動を推進している。具体的には、市の事業、イベント等での清掃活動や会員情報誌「エコポスト」の発行などを行っている。

#### 小田原市生(いき)ごみクラブ

小田原市生(いき)ごみクラブは、小田原市の生ごみの堆肥化を継続的に推進し、生ごみを減量することを目的に結成された市民組織。段ボールコンポストなどの普及・生ごみサロン(集会)の企画運営・生ごみ通信(情報チラシ)の発行などを行い、市と協働して、生ごみ堆肥化事業「生(いき)ごみ小田原プロジェクト」を推進している。平成29年度10月末現在、クラブ員は約60名。

#### おだわらスマートシティプロジェクト

※「小田原市低公害車普及促進会議」を母体に”青く澄んだ空をこどもたちにバトンタッチしよう”を合言葉に、小田原市を全国屈指の”スマートシティ”とすることを目指し、市民、事業者、行政が手を携えて、再生可能エネルギー・エコカー・省エネルギーの普及促進のために平成24年5月に設立された団体。

平成28年度末現在、事業者会員58名、個人会員24名、計82会員となっている。なお、顧問2(経済産業省、環境省)、賛助会員4(神奈川県、箱根町、真鶴町、湯河原町)となっている。

#### ※小田原市低公害車普及促進会議

(おだわらエコカープロジェクト)

「低公害車の走るまち・おだわら」を基本コンセプトとして、低公害車の普及を市民参加で推進するため、平成10年9月に市民・事業者・行政を構成員とする「小田原市低公害車普及促進会議(おだわらエコカープロジェクト)」を設立し、体験試乗会をはじめとした様々な活動を行ってきた。平成21年度から「小田原をエコカーで日本のモデル都市にする」を新たなテーマとして、深刻化する地球温暖化問題に地域から貢献すべく、広域的な展開を進めてきたが、平成24年に再エネ・エコカー・省エネの普及促進に取り組む団体「おだわらスマートシティプロジェクト」に移行した。

#### 無尽蔵プロジェクト・環境(エコ)シティ

市民と行政が一体となり、無尽の英知を持って小田原の持つ特徴と潜在力を引き出し、新たな「小田原スタイル」を確立させることで、地域経済の活性化とまちの活力向上を目指したものである。「新しい小田原」の実現に向けた3つの指針の一つである「希望と活力あふれる小田原」について、10の推進テーマを設定したが、その1つが環境(エコ)シティである。

なお、平成26年に、無尽蔵プロジェクトに属するそれぞれの事業(活動団体)の横断的活動やとりまとめ活動は行わないこととなり、各事業(活動団体)の継続(存続)は、それぞれの判断に委ねられたことにより、環境(エコ)シティは解散した。

## 小田原市環境基本計画

表紙イラスト：志村 康次（しむら こうじ）氏

平成29年12月 発行

小田原市環境部環境政策課

〒250-8555

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

電話 0465(33)1473 FAX 0465(33)1487

Eメール：kansei@city.odawara.kanagawa.jp

小田原市ホームページアドレス：<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

\*この印刷物は再生紙を使用しています。

小田原市

